

(別表 1)

A 法定資格一覧 ※資格証（登録証・免許証）の写しを必ず添付してください。

資格番号	資格名称	資格番号	資格名称
01	医師	12	視能訓練士
02	歯科医師	13	義肢装具士
03	薬剤師	14	歯科衛生士
04	保健師	15	言語聴覚士
05	助産師	16	あん摩マッサージ指圧師
06	看護師	17	はり師
07	准看護師	18	きゅう師
08	理学療法士	19	柔道整復師
09	作業療法士	20	栄養士（管理栄養士を含む）
10	社会福祉士	21	精神保健福祉士
11	介護福祉士		

B 相談援助業務に従事する者の範囲

次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

資格番号	対象事業及び施設	対象となる職種	規定する法令・通知等
22	特定施設入居者生活介護	生活相談員	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第175条第1項第1号
23	地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号
24	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活相談員	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号
25	介護老人福祉施設	生活相談員	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号
26	介護老人保健施設	支援相談員	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号
27	介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号
28	指定計画相談支援事業	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条
29	指定障害児相談支援事業	相談支援専門員	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条
30	生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に基づく生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添1）自立相談支援事業実施要領3（2）ア